

愛知みずほ短期大学同窓会「瑞葉会」会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、愛知みずほ短期大学同窓会「瑞葉会」と称し、事務所を愛知みずほ短期大学内に置く。

(会員)

第2条 本会は、次の各号の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 瑞穂短期大学、愛知みずほ大学短期大学部、愛知みずほ短期大学を卒業した者。瑞穂短期大学専攻科を修了した者
- (2) 準会員 愛知みずほ短期大学在学学生

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、教養の向上に努め、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 通常総会及び臨時総会の開催
- (2) 会員相互及び母校との連絡・広報活動
- (3) 在学生への支援及び交流事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員及び幹事)

第5条 前条の事業を円滑に行い、会務を執行するため、本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 書 記 3名
- (4) 会 計 3名
- (5) 監 査 2名
- (6) 庶 務 若干名

2 役員は、正会員の中から幹事会で選考し、総会で決定する。

3 第1項の役員のほか、各卒業年度の卒業生から年度の代表者として幹事若干名を置く。

4 前項の幹事は、執行委員会で選考し、幹事会で決定する。

5 役員及び幹事の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表して会務を統括し、総会及び幹事会等を招集する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故のあるときは、これに代わる。
- (3) 書 記 各種会議の記録をとり、これを保存する。
- (4) 会 計 会の会計を司る。

- (5) 監査会の会計監査を行う。
- (6) 庶務会の庶務を行う。
- (7) 幹事運営に係る必要事項の⁵決定に参画する。

6 役員及び幹事に欠員が生じ、本会の運営に支障をきたすと認められるときは、後任者を補充することができる。この場合において、選考及び決定の方法は、第2項及び第4項の規定によるものとする。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、正会員の中から執行委員会において推薦し、幹事会で決定する。
- 3 顧問は、本会運営、発展のための相談に当たる。

(任期)

第7条 役員の任期は、5年とし、再任を妨げない。

(総会)

第8条 本会は、会務の報告及び重要事項について審議するため、総会を開く。

- 2 総会は、正会員で構成するものとする。
- 3 総会は、5年に1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(幹事会)

第9条 本会は、総会が開催されない年度における予算、決算及びその他、本会の重要事項について審議するため、幹事会を開く。

- 2 幹事会は、役員及び幹事で構成する。
- 3 幹事会は、年1回開催する。ただし、必要に応じて、臨時幹事会を開くことができる。
- 4 幹事会には、役員及び幹事以外に会長が必要と認めた者を出席させることができる。

(執行委員会)

第10条 本会は、会務を執行するため、執行委員会を置く。

- 2 執行委員会は、役員をもって構成する。
- 3 執行委員会は、年1回開催する。ただし、必要に応じて、臨時執行委員会を開くことができる。
- 4 執行委員会には、役員以外に会長が必要と認めた者を出席させることができる。

(議決)

第11条 総会及び幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

(入会金及び会費)

第12条 本会の入会金は5,000円、会費は10,000円とする。

- 2 準会員は、前項の入会金及び会費を入学時に納入するものとする。

3 別途、総会時には臨時会費を徴収することができる。

6

(会計)

第13条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金によりまかなう。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(寄付)

第14条 本会は、寄付を受けることができる。

(表彰)

第15条 本会は、愛知みずほ短期大学同窓会瑞葉会賞として、卒業時に年数名を表彰することができる。

(会則の改正)

第16条 本会則は、総会の承認を経なければ変更することができない。

附 則

1 この会則は、令和7年7月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 この会則の施行に伴い「瑞穂短期大学同窓会（瑞葉会）会則（昭和35年制定）」を廃止する。

